

令和6年度 認知症施策推進計画策定準備事業委託仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和6年度 認知症施策推進計画策定準備事業
- (2) 委託期間 契約日から令和7年3月21日まで
- (3) 履行場所 三重県内
- (4) 委託先の要件 国及び県の認知症施策に精通し、本仕様書記載の内容を誠実に履行できる者とする。

2 委託業務の内容等

(1) 目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行 以下、「認知症基本法」という。）に基づき、自治体で実効性のある認知症施策推進計画が策定されるよう、認知症基本法の理念等の普及啓発、安心安全な地域づくりの推進等を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を聴き、計画策定の準備を進めることが求められている。

本事業は、認知症基本法に基づき、認知症の理解を深めるために普及啓発事業を行うとともに、若年性認知症の人も含め認知症の人や家族等の意見を聴いた上で、その意見を認知症施策に反映させるための会議等を開催する。前記の取組を行い、三重県認知症施策推進計画の策定を準備していくことを目的とする。

(2) 業務の内容

次の(a)(b)を実施すること。

なお、事業実施にあたっては、地元メディアとタイアップするなど地域住民に対して当該事業の実施状況が浸透されるよう広報を行うこと。

(a) 認知症の理解促進のための普及啓発イベントの開催

認知症基本法の目的や基本理念に基づき、認知症の人や家族等の意見を聴いて、地域住民が認知症についての理解を深め、わがごととして考える機会となるイベント（講演会等）を開催するとともに、当事業の取組を映像化し認知症の普及啓発を促進する。

講演会等の開催にあたっては、次の①から③の内容を実施すること。

- ① 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念等の普及啓発
- ② 認知症の人や家族等のニーズに応じ、生活支援、社会参加支援、就労支援等を

取組を行っている企業等の取組紹介

③ 認知症の人や家族等の意見を聴いて、そのニーズに応じた活動を地域で行っているチームオレンジの活動紹介

ア 開催日程、会場の確保、講師の確保と依頼、企業等参加者への出席依頼、当日の準備や進行、報償費の支払いを行う。

イ 会場：県内の交通至便地を設定すること

規模：200名程度

開催数：1回

対象者：地域住民、認知症の人や家族等

企業、介護事業所、認知症の医療介護福祉に携わる者等

ウ 成果品：企業等参加者に肖像権の同意を得たうえで、講演会の内容を映像化し、YouTube 配信できるデータおよび二次元コードを掲載したチラシ500部を作成し、県に納品すること。

(b) 認知症の人や家族等の意見を施策に反映させるための会議等の開催

認知症基本法の理念である、認知症の人や家族等の意向を尊重し、ニーズや困りごとへの対応、認知症の人に優しい地域づくり、共生社会の実現に向けて必要な取組は何かについて、認知症の人や家族、関係機関等が参加する会議（意見交換会）を開催するとともに、意見等を取りまとめた報告書を作成する。

なお、議題、参加者は県と協議のうえ決定すること。

[議題の例示]

- ・認知症の人が安心して住み慣れた地域で暮らせるための地域づくり
- ・認知症の人が思いを発信する場づくり
- ・認知症の人が社会参加できる場づくり（サービス提供中の有償ボランティア、就労支援を含む）

ア 会議開催全般に関するを行う。

開催日程、会場の確保、参加者への出席依頼、当日の準備や進行等、会議の運営、報告に関する事務、報償費及び旅費の支払いを行う。意見交換会の報告書を作成する。

イ 会場：県内の交通至便地を設定すること

効果的な実施が見込まれる場合、オンライン開催も可能とする。

規模：20名程度

開催数：1回

対象者：認知症の人や家族等

認知症の人と家族の会、若年性認知症本人の会
関係機関、認知症の人への支援を実施している者等
(若年性認知症支援コーディネーター、オレンジ・チューター、
認知症グループホーム協議会の者等)

ウ 部数 意見交換会の議事録および報告書は、紙媒体1部作成するとともに、電子媒体で県に納品する。

(3) 書類の提出

事業修了後は、【様式1】に基づき事業実績報告書・事業経費の内訳を提出するものとする。

(4) 委託業務にかかる留意事項

- ① 講演会の映像は、今後、県が使用することを想定し、著作権等の権利関係上、二次的利用が可能なものとする。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続を受託者の負担により行うこと。
- ② 本仕様書にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が委託者に帰属する旨の表示をするものとする。
- ③ 本仕様書2(2)(a)の講演資料がある場合は、著作権は著作者に帰属する。本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- ④ 本制作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は、制作代金が支払われたときに、制作会社から発注者に移転する。
- ⑤ 制作会社は本制作物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- ⑥ 講演会、意見交換会の実施にかかる参加者負担(資料代等)は無料とすること。
- ⑦ 社会情勢により研修内容のすべてまたは一部が実施できない場合は、県と協議して決定するものとする。

3 個人情報の取扱いについて

個人情報については別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。これに基づき受託者は、

- ・ 個人情報の責任体制等を記載した書面を委託者に提出する。
- ・ 個人情報の受け渡し、廃棄・消去にあたっては書面による確認を行う。
- ・ 個人情報を管理するための台帳を整備する。

- ・個人情報の取扱いについて、委託者からの点検を受ける。

なお、見積書の提出にあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項があるので留意すること。

4 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

5 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書のとおりとする。
- (2) この仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。
- (3) 本業務の実施に当たっては、綿密に甲と協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。
- (4) 本業務に係る会計監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (5) 乙は事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を甲の求めに応じて、閲覧に供することが出来るように保存すること。
- (6) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前金払いによる業務委託料支払いを請求することができる。
- (7) 乙は、当契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

【様式1】

第 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者名 [印]

令和6年度認知症施策推進計画策定準備事業の実績について（報告）

このことについて、下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 2 事業経費の内訳 別紙2のとおり
- 3 参考となる資料

【様式1】（別紙1）

事業実績報告書

事業実施結果

項 目	内 容
実施日程	
実施内容	
その他	

【様式1】（別紙2）

事業経費の内訳

事業実施結果

区 分	支出予定額（円）	実支出額（円）	摘 要
合 計			

- (注) ・支出予定額欄には、事業実施計画書の支出予定額を記入してください。
・摘要欄に各区分の実支出額の内訳を記入してください。